

秋田市民交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月29日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第1号

秋田市民交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則  
秋田市民交流プラザ条例施行規則（平成16年秋田市規則第16号）の一部  
を次のように改正する。

第2条の表中

多目的ホール	午前9時から午後10時 まで	12月29日から翌年の 1月3日までの日
市民活動センター		
多目的ホール	午前9時から午後10時 まで	12月29日から翌年の 1月3日までの日
市民活動センター	洋室、和室および 調理室	午前9時から午後10時 まで
	市民交流 サロン	午前9時から午後5時 まで

改める。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。